

処理事例 78 市の業務に不備の無かったもの

苦情申立て対象機関	上下水道局 水道室 水道工務課
苦情申立ての内容	水道管布設替工事で石積擁壁が影響を受けたので、担当課に連絡をしたところ、経年劣化した構造物は補償外であると口頭で回答があった。工事開始前にポストに投函されていた「工事のお知らせ」と題する書面には、経年劣化した構造物は補償外となる旨の記載はなかった。 工事の実施にあたっては、このような構造物に配慮し、影響を与えないよう施工する必要があるのではないかと。また、トラブルを防止するため、工事前の配布書面に経年劣化した構造物は補償外であることを明記し、関係者に了承を得るべきではないかと。
調査結果等	1 調査事項 オンブズマンは、苦情申立人との面談を踏まえて、明石市法令遵守の推進等に関する条例によりオンブズマンの調査の対象とすることが認められている以下の事項を中心に調査することとした。 ① 工事内容及び施工方法について ② 工事前に配布した「工事のお知らせ」の内容について ③ 補償の範囲及び補償外である根拠について ④ 現地の状況（振動等）について 2 担当課からの聴き取り内容 (1) 工事内容及び施工方法について 苦情申立人が述べる工事について、苦情申立人自宅前には、令和6年5月7日に対側地車道の試掘を行い、歩道の水道管理設状況を確認した。その後、歩道の水道管布設替工事を実施し、令和7年1月17日に対側地車道の舗装本復旧工事を完了した。 舗装本復旧工事までの約8か月の間は仮舗装の状態で車両は通行していたが、苦情申立人はその期間に振動はなかった旨述べていた。 (2) 「工事のお知らせ」と題する書面について 同書面については、元請業者が作成し、担当課が内容を確認した後、配布をしたものである。苦情申立人が主張する「経年劣化した構造物は補償外」といった内容については、これまでの工事で配布した同様の書面において記載したことはない。 (3) 補償の範囲及び補償外である根拠について 担当課としては、水道工事の影響により発生した被害であれば、経年劣化したものでも補償の対象とする考えである。 しかしながら、苦情申立人の主張する被害については、水道工事の影響によるものではないと判断しているため、「経年劣化した構造物は補償外」とする旨の文書回答はすることはできない。また、担当課は、苦情申立人に対し、「経年劣化した構造物は補償外」という説明はしたことはない。 工事の計画にあたっては、個人の施設や所有物へ影響が出ないよう工事の設計・施工を行っているところであり、補償基準は定めていない。 (4) 現地の振動等の状況について 既存道路と本復旧舗装の継ぎ目については、段差が生じないようにすり付け舗装を実施しているが振動を完全になくす

ことはできない。道路には車両の走行により多少の凹凸も生じており、それにより若干の振動の発生は避けられない。

振動の計測により得られた 65 デシベルという数値は震度 1 乃至 2 の軽震に相当し、人が揺れを感じる程度のものである。大型車などが走行した際に瞬間的に跳ね上がるような揺れを感じることがあるとしても、このレベルの振動が石積擁壁などの構造物へ影響を及ぼすとは考えにくい。

(5) その他本件に関連する事項

道路の凹凸による振動について、担当課は、抜本的な改善を図るため、継ぎ舗装となっていた箇所について、約 100m の全面復旧舗装を実施し、令和 7 年 5 月 20 日に舗装工事を完了した。

石積擁壁上部のブロック塀について、苦情申立人はブロック塀についても振動によりひび割れが広がっている旨苦情を述べるが、Google マップで過去の様子を確認すると、工事の相当期間前からひび割れの存在を確認することができる。

苦情申立人から苦情を受けて以降、石積擁壁の隙間については、工事業者の協力も得ながら継続的に計測しているが、顕著な変化は見られない。

3 オンブズマンの見解

(1) 「経年劣化した構造物は補償外である」との説明の有無について

説明の有無について、苦情申立人・担当課との間で主張に争いがある。そこで検討するに、仮に、本件工事により近隣住民宅の門扉、塀、建物などに亀裂などの損傷が発生したのが事実であるとすれば、国家賠償法等の関係法令に基づき、たとえ経年劣化したものであったとしても補償の対象になる可能性があるというべきであるから、担当課職員が明らかに法の趣旨に反するような説明をすることも考えにくいところ、オンブズマンの事情聴取によれば、担当課も、苦情申立人に対し、「経年劣化した構造物は補償外という説明はしたことはない」との弁明をしていることが認められる。

加えて、担当課から口頭での上記説明があったとの主張を裏付ける資料は、苦情申立人の供述以外にはないことからしても、担当課職員が口頭で上記説明をしたとの事実を認定することは困難である。

したがって、「経年劣化した構造物は補償外であることを工事開始前に近隣住宅のポストに投函される『工事のお知らせ』に記載しておくべきである」との苦情申立人の主張についても、採用することはできない。

(2) 苦情申立人宅の石積擁壁のひび割れ等と本件水道工事の因果関係について

苦情申立人は、本件工事として行われた苦情申立人宅前の対側車線復旧の舗装工事の影響により自宅の石積擁壁に亀裂が入ったが、これは、アスファルト舗装を剥離する際の重機の振動がひどく、その際に石積を固定していた基礎コンクリートの固着が剥がれたことによるものと思料されると主張している。

苦情申立人宅前の当該道路は、幹線道路であることから大型車の往来があり、近くにごみ処分場があることからごみ収集車が頻繁に通行している状況であるから、一定の振動が常

	時発生していることは否定できないと思われる。 また、苦情申立人の要請により、本年3月26日に行われた振動測定の結果によれば、苦情申立人宅の数値は、最大値で65デシベルほどであり、他の箇所と比較すると10ポイントほど高い結果であったことから、苦情申立人宅における振動が近隣地に比較して大きかったことが認められる。 しかしながら、一般に65デシベル程度の振動は、「振動を感じ始める（震度1）」から「浅い睡眠に影響が出始める（震度2）」（振動規制の手引き 一 振動規制法逐条解説/関連法令・資料集一（平成15年））とされているところからすれば、この程度の振動が繰り返し発生したとしても、直ちに苦情申立人宅の頑丈と思われる石積擁壁にひび割れを発生させたとは認めるのは困難であるし、平成27年3月時点でのGoogleマップのストリートビュー写真によれば、今回苦情申立人が主張している石積擁壁のひび割れが既に発生していたようであり、本件工事後において、それが顕著に拡大しているようにも見受けられない。 その他に苦情申立人が主張する石積擁壁の損傷についても、本件工事との因果関係を認めるに足りる確たる資料が見当たらないところからすれば、苦情申立人宅の石積擁壁のひび割れ等と本件水道工事との間の因果関係を認めることも困難というほかはないと思料する。 なお、苦情申立人は、2層アスファルトの下部に当たる路盤の転圧不足など本件工事の施工方法に問題があった旨指摘するが、そのことを認めるに足りる確たる資料はないと思われる上、該当箇所については既に舗装工事がされたことにより、現時点では解決済みと思われる。 (3) 担当課の対応について 担当課は、本件工事後、苦情申立人及び近隣住民からも、道路の凹凸による振動についての改善要望を受けていたため、抜本的な改善を図るため、継ぎ舗装となっていた箇所について、約100mの全面復旧舗装を実施し、令和7年5月20日に舗装工事を完了している。 また、担当課は、苦情申立人からの要請に従い、①本年3月26日と②5月28日の2回にわたって苦情申立人宅や近隣地における振動計測調査を実施している。そして②の計測結果によれば、本年5月20日に完了した舗装工事の後においては苦情申立人宅の数値は有意に減少していることが認められる。 このように、担当課は、苦情申立人に対し、真摯に対応してきていると認められるところ、そのほかにも、苦情申立人に対する担当課の対応に特段問題となるような点は見当たらない。 4 結論 以上、苦情申立人の本件苦情申立ては採用できず、これに係る担当課の対応には特段の問題はなかったというべきである。	
苦情申立ての受付年月日	2025 年（令和 7 年）4 月 28 日	要した日数
市の機関への調査年月日	2025 年（令和 7 年）5 月 21 日	23 日間 （聴き取り 1 日）
調査結果通知年月日	2025 年（令和 7 年）7 月 16 日	79 日間